障害者自立支援法の改正に係る障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（案）の概要

平成２４年９月
福祉部　障害者福祉課

１　趣　旨

川越市では、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第３７号）（以下「一括法」という。）」による障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）の一部改正に伴い、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」の制定について検討を進めています。

この基準は、「（仮称）川越市障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準条例」及び「（仮称）川越市障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準条例施行規則」として制定される予定です。

これまでの市の検討状況をまとめた基準（案）を公表し、市民の皆様から御意見を募集するものです。

２　内　容

○本市では、基本的には、国省令に準じた規定とすることを前提に、一括法における条例委任の類型の「参酌すべき基準」のうち、懸案事項や問題点があると思われる規定について、市独自基準の制定が必要であるかどうかを検討し、基準（案）を作成しました。

○基準（案）は検討の結果、現在の国基準を上回る内容又は異なる内容を定める程の特段の事情や地域性は認められないことから、厚生労働省令に定める基準のとおりとします。

【一括法における条例委任の類型】

類　型	類型の説明
１従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、国基準に必ず適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた

	内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
２標　準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
３参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

３　施行期日

平成２５年４月１日

４　その他

「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」については、条例において規定することを予定していますが、内容によって規則において規定する場合があります。

申請者の法人格の有無に係る基準も条例委任されていますが、国基準と同様とし、当該基準の一部として条例において規定します。

なお、平成２４年６月２７日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、平成２５年４月１日から代わるため、この変更に伴い、条例及び規則の題名について変更となる予定です。